

日蓮聖人の倫理観の一考察

倉 橋 観 隆

今日、一般に倫理ということが問題とされる傾向にあるが、日蓮教学において、法華経信仰者の日常的次元に即した倫理的あり方は、さほど問題とされない傾向にあるのではないかと思われる。いうまでもなく、法華経不信がなぜ謗法であるかという問題については、教主論をはじめとして、宗義学の上からさまざまな論考が試みられて

いる。謗法墮獄からの救済、そして、成仏の直道として、妙法五字の受持等の論考がそれなのであるが、それらの論述中、しばしば信仰は倫理を超越したものとす

論調が見られないでもない。しかしながら、純粹法華経世界観に立脚しながら、日常的次元に即した具体的な倫理観がもう少し問われる必要があるのではなからうか。そういった日常的な規定があり、それを踏まえた行法があつてこそ、より日蓮聖人の宗教的世界を把握することに繋がるのではないかと思うのである。そのような視点

から、私は日常倫理的問題を聖人の教義の中に、どのように見出すべきかを問題としたい。

聖人の倫理観を問題にする時、まずその中心となるのは、孝・忠を媒介として述べられる報恩思想であることは論を俟つまでもないであろうが、それらの概念はやや理念的にとらえられ、かならずしも日常的な信仰の倫理の道標として充分にその意を明らかにされていないように感じられる。そこで、私は聖人の倫理観をより具体的にとらえる為の試みとして、仏教の通戒である五戒を中心に、五戒という五つの項目に即して考察を加えてみたいと思う。ここで五戒を取り上げたのは、そもそも戒とは仏教道徳の総称であり¹⁾、その中でも五戒は諸戒の根本となつており、それは出世間にとどまるものではなく、広く世間においても倫理の根本規範になっているからである。それ故、聖人の倫理観を考察する一つの基準にな

るのではなかと思われるからである。

聖人は末法無戒の立場に立たれ、五戒を超越されていたようであるが、その立場から、改めて五戒という五つの項目より倫理をどのように支持されていたのかを検討して行こうとするものである。この試みを通して、日蓮教学の真髓と具体的倫理のあり方との接点を追求する契機になるならば幸いである。

論をすすめるに当たって、まず聖人の五戒に対する考え方を検討し、次に聖人の末法無戒思想について考察し、さらに聖人独自の宗教的世界観に立脚する戒思想について考察しその上で、五戒に即して聖人の倫理観を考察してみたいと思う。

一 聖人の五戒の認識

聖人が五戒について述べられているのは『一代五時図』において、五戒を小乗戒と規定されているのが見られる（定二三〇〇頁）が、但し聖人は五戒のみに言及される場合はほとんどないのである²。五戒を小乗戒と規定されたが、その小乗戒に対しては、『聖密房御書』に

東寺真言・法相・三論・華嚴等は戒壇なきゆへに、東大寺に入て小乗律宗の驢乳臭糞の戒を持つ。（定

八二五頁）

と示されているように、否定的な見方をされているのである。

また、聖人は戒に対して、五戒をより一般的にとらえて、持戒と法華經受持及び法華經誦法について論じられている点が見られる。

まず『月水御書』（定二八九〜九〇頁）には、一生の間一悪をも犯さず、無量の戒を持ち、無量の善根を積む持戒者であっても、法華經を唯一絶対と信じない者は、それら無量の善根もたちまちにして失い、阿鼻地獄に墮ちるといわれている。また『祈禱經送状』には

信^ニ權教^ヲ大誦法の時の事は何なる持戒の行人と申候とも。背^ニ法華經^ニ誦法罪の故に、正法の破戒の大俗よりも百万倍劣候也。彼誦法比丘雖^ニ持戒也^ト墮^ス無間^ニ。正法の大俗は雖^ニ破戒也^ト成仏無^レ疑^ト故也。（定六九〇頁）

と述べられ、如何なる持戒の比丘であっても法華經に背く誦法者は正法の破戒者よりも遙かに劣り、無間地獄に墮ちるとされ、正法者は破戒を犯しても成仏は疑いないとれているのである。同様の表現は他にも見られ、これらの説示から考えると、持戒と法華經受持の功德、破戒

と法華經誘法罪の重さを比較され、法華經受持の超勝性が強調されているのである。そこには持戒の必要性はまったく認められておらず、所謂乘急戒緩の姿勢が伺えるのである。

以上、聖人の五戒に対する認識は、まず、小乗戒と規定され、その小乗戒を否定的にみているのである。さらに、五戒という五つの項目にとらわれず、一般化してとらえ、法華經受持という立場から、乘急戒緩の姿勢をとられているのである。

二 聖人の末法無戒の認識

前節では聖人の五戒の認識について少しく考察を加えたが、その中で戒に対して乘急戒緩の姿勢をとられていることを指摘したが、今節ではさらに聖人の末法無戒思想に対する考えを考察し、なおかつ、世間的悪業による罪と、仏教の把握の仕方において生ずる罪との比較をし、それらの考え方の基本を確認してみたいと思う。

聖人は末法における持戒については、『南条兵衛七郎殿御書』に

像法千年の後は末法万年。持戒もなし、破戒もなし、無戒のみ国に充滿せん。(定三二二頁)

と示されるように、社会の現状を末法無戒と認識され、聖人自身についても

日蓮は身に戒行なく心に三毒を離ざれども(『四恩抄』定三三五頁)

是程の卑賤無智無戒の者(同定三三六頁)

日蓮は無戒の比丘なり(『御衣竝単衣御書』定一一

一一頁)

日蓮は無戒の比丘、邪見の者なり。(『法衣書』定

一八五四頁)

と処々に示されているように、無戒の比丘と認識されているのである。

次に世間的な罪と仏教の把握の仕方によって生ずる罪との比較についてみると、『南条兵衛七郎殿御書』に

末法になり候へば五濁さかりに過ぎて、大風の大波を起して岸を打のみならず、又波と波とをうつ也。

見濁と申は正像やうやうすぎぬれば、わづかの邪法の一つをつたへて無量の正法をやぶり、世間の罪にて悪道におつるものよりも、仏法を以て悪道に墮もとの多とみへはんべり。(定三三二頁)

と示され、同様の表現が他の遺文にも見られる(註)。こ

れらからいえることは、末法において世間の悪業による罪の重さと、正しい仏教の把握の仕方を誤り、邪法を持つことによってつくる罪の方が重く、また、その罪をつくる人々の方が多いとされるのである。このことについては『開目抄』に

世間の罪に依て惡道に墮者^ム爪上土^ノ、仏法に由て惡道に墮者^ム十方の土。俗より僧、女より尼多、惡道に墮べし。(定五五六頁)

と明示されている。さらに『守護国家論』においては、
信^ス法華經^ヲ之輩捨^テ法華經之信^ヲ自^レ隨^フ權人^ニ外^ニ於^テ世間^ニ惡業^一者不^レ及^ス法華功德^ニ。故不^レ可^レ墮^ス惡道^一也。

(定一二八頁)

と述べられるように、末法今時における仏教の正確な把握か否かは法華經の信不信によるのであって、世間の悪業よりも、法華不信こそが重罪であり、その罪の前では世間の悪業は軽罪であるとみる傾向が強いことを示している。

以上のことから、聖人は世間的な悪業をも包括された末法無戒の立場に立脚し、法華經受持か否かが救済のキーポイントとされるのである。

では、如何なる理由により、聖人は末法無戒に立脚さ

れたのであろうか。

まず指摘されることは、『末法灯明記』の影響を受けているということである。

このことは日蓮聖人一人に限ったものではなく、法然・親鸞上人もこの書の影響によって、末法無戒の立場から念仏一行の教義を展開していったのである(4)。

猶、この書は鎌倉当時、伝教大師作と考えられており、法然上人は「伝教大師の末法灯明記に」(5)と述べており、日蓮聖人も「伝教大師末法灯明記」(6)と述べておているのであるが、現在の研究では偽書であるとの見方がなされている(7)。

さて、いずれにせよ、小乗戒を否定し、大乘円頓戒壇を建立した伝教大師に対して、その功績をもって鑽仰する日蓮聖人にとっては当時、伝教大師作と考えられていた『末法灯明記』の思想を受容するのは当然であったろう。『末法灯明記』の

於^テ末法中^ニ但有^ス言教^ニ而無^ス行証^一。若有^レ戒法^ニ可^レ有^ス破戒^一。既無^ス戒法^ニ由^テ破^ス何戒^ニ而有^ス破戒^一破戒尚無^ス。何況持戒(8)

設^ス末法中有^ス持戒者^一既是怪異。如^シ市有^レ虎(9)

の文の引用が聖人の遺文中の数箇処にされている(10)ところから、この書を持戒を否定し、末法無戒の思想的根拠とされていたことが明白になるのである。

ところで、聖人は伝教大師から継承した末法無戒の思想を当時の社会状況に照合せしめたのである。このことについては、『顯謗法抄』に端的に述べられているが、次に少しくその説示を見てみる。

まず、一切衆生が犯すことが避られないものとしては、殺生、妄語、邪見を挙げられている。

殺生に関しては(定二四八頁)に蠅蟻蚊を殺さないものは一人としておらず、たとえ持戒を誇る僧であつても無意識に殺していることがあるといわれるのである。また、武士や禽獣の殺生を職業とする者達にとっては、殺生をせざるを得ず、持戒は即、生活破綻を来たすものといえよう。このような現実認識が聖人にあつてこそ、不殺生戒を持つものは末法においては存在しないという説示となるものであらう。

次に妄語については(定二五一頁)、賢人、上人などと言われる人々でも、妄語しない時はあつても、妄語しない日はない。妄語しない日はあつても、妄語しない月はない。というようにして、一生妄語しない人など皆無

であるとみられているのである。

邪見については(定二五一―二頁)、慈悲なき者を邪見の者といわれ、当世の衆生で慈悲ある人はいないとみられているのである。

次に、一切衆生にわたらないが、殊に出家者に多い破戒に邪姪が挙げられている(定二四九―五〇頁)。出家者は独身を守らねばならぬ故、性欲が思いに任せないので却つて陰で、他人の妻と関係したりする者も多く、殊に、世間で高僧と仰がれる人に多いといわれている。

さらに在家者に多い破戒の行為として、飲酒についていわれている(定二五〇頁)。それによれば、大酒を飲む比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷は不飲酒戒を犯していることになる」と述べられている。

さて、聖人が飲酒されたのは周知のことであり、それは檀越からの供養品の中に酒が含まれていたことによつて裏付けられるが(11)、聖人が「無戒の比丘」と自認される理由の一つには、不飲酒戒を破つていたことがあると考えることは行き過ぎであらうか。ともあれ、『顯謗法抄』において聖人は、飲酒は破戒にあたるとし、さらに、その酒を与える者や、まして、その酒に水を加えて売る者は決して墮獄は免れず、当世の在家者には多くこ

のような行為をするものがおり、不飲酒戒も持たれていないと述べられている。

偷盜に関しては(定二四九頁)詳説されていないが、甚だ、この罪も犯される傾向にあったのであろう。

以上、五戒を中心として項目別に一瞥してみたのであるが、総じて当世の状況をみると

総じて上の七大地獄の業因は諸経論をもて勘え見るに当世日本国の四衆にあて見るに、此七大地獄をはなるべき人を見ず。又きかず。(定二五二頁)

と示されるように、聖人は末法においては持戒の者は存在せず、衆生は総て墮獄を免れ得ないという現実認識がなされているのである。そこに、前述のように『末法灯明記』の思想を評価し、継承する面が一層強くなり、末法無戒を認識されたのであろう。

三 日蓮聖人の戒

戒とは禁制の義をもち、消極的には防非止悪の力、積極的には諸善發生の根本作用というように解せられる(12)。すなわち、悪を止め、善を發生させる根本作用ということであるが、その意味で戒をとらえるならば、前節で末法無戒として持戒を否定された聖人の場合にお

いても、当然、戒の認識はあったといえよう。

それでは、聖人独自の戒とは如何なるものであったかを次に少しく考察してみよう(13)。

まず、明らかにしなければならないことは、聖人の宗教において、根元的な善・悪に対して、どのような概念規定がなされているかである。宗教的次元においていわれる根元的な善・悪の問題の一つには、絶対者と衆生との間において論じられるのである。聖人の場合、絶対者たる釈尊を如何にとらえられ、それと衆生の関わりにおいて、善・悪の問題をどのように自覚されていたのであろうか。

『善無畏三藏鈔』に

此釈迦如来は三の故ましまして、他仏にかはらせ給ひて娑婆世界の一切衆生の有縁の仏となり給ふ。一には、此娑婆世界の一切衆生の世尊にておほします。阿弥陀仏は此国の大王にはあらず。釈迦仏は譬ば我國の主上のごとし。(略)大覚世尊は我等が尊主也。先本尊と定むべし。二には、釈迦如来は娑婆世界の一切衆生の父母也。(略)我等衆生の眼をば開仏知見とは開き給しか。いまだ他仏は開き給はず。三には、此仏は娑婆世界の一切衆生の本師也。(略)

此娑婆世界は十方世界の中の最下の処、譬は此国土の中の獄門の如し。十方世界の中の十悪五逆誹謗正法の重罪逆罪の者を諸仏如来擯出し給しを、釈迦如来此土にあつめ給ふ。(略)我等が父母世尊は主師親三徳を備て、一切の仏に擯出せられたる我等を、唯我一人能為救護とはげませ給ふ。其恩大海よりも深し、其恩大地よりも厚し、其恩虚空よりも広し。

(定四六六〜七〇頁)

とあり、さらに『法華取要抄』に

此土我等衆生五百塵点劫已來教主釈尊愛子也。(定八一二頁)

と示されているように、釈尊は始成正覺の仏に即して久遠実成を開顯された、此土有縁で三徳具備の釈迦牟尼仏なのである。つまり、娑婆世界の能統一者であり、我等衆生はその愛子として、五百塵点劫より永遠に続けられている、「能為救護」という絶対救済活動の大恩を被っているのである。かるが故に、一切衆生は久遠釈尊を本尊と仰ぎ、その仏の随自意に随わなければならないのである。その随自意とはすなわち法華経であり、法華経に絶対随順することが善となり、これへの意識的、無意識的背反が謗法となり、悪となるのである。

戒が防非止悪、諸善發生の根本作用というならば、聖人の場合、大惡たる謗法への移行阻止、すなわち謗法行為を呵責することが防非止悪であり、同時に仏果獲得という大善發生の根本作用となるのである。ここに聖人における戒の本質的な考え方が伺え、さらにかかる点から聖人の持戒の在り方を考えるならば、それは法華経への絶対歸命ということであり、それが具体的には、不惜身命の持経・弘教に示される、法華経受持ということになるのではないだろうか。

以上のことから考えると、聖人が否定された戒とは、釈尊の随自意に違背する大・小乗戒を指されたのである。そして、聖人はそれに替わる行法として、法華経受持を唱えられたのである。受持一行の超勝性については第一節でも少しく触れたが、『本尊抄』の「受持・譲与段」の

釈尊因行果徳、二法妙法蓮華経、五字具足。我等受持此五字、自然讓与、彼因果功德。(定七一頁)

の文に示されるように、釈尊の因行果徳が妙五字の受持に集約されるのであるから、敢えて持戒の必要は認められないのである。聖人が末法無戒といわる前提には、妙法五字の受持があつたのである。一方、戒の本質的意義

から考えるならば、妙法五字こそが末法における持戒とはいえないだろうか。

四 五戒に即してみた、

聖人の日常倫理観

前節では聖人独自の戒思想を伺ったのであるが、具体的行為の細目にわたって規制された大・小乗戒を超越して、妙法五字の受持一行こそが持戒とされるような姿勢であるが、では、法華経受持者の具体的日常倫理規範はどのように説示されたのであろうか。一つの試みとして、倫理の規範ともなっている五戒に即して考察を加えてみたいと思う。

まず、殺生に関する内、武士の殺生に対する考え方をみてみると、聖人の檀越の中で武士である波木井三郎に対して書かれた『波木井三郎殿御返事』に

貴辺、武士家、仁昼夜殺生、悪人也。(定七四九頁)

と示されるように、武士の殺生を悪とされ、また、光日房が武士であった息子の弥四郎の死後を氣遣って、聖人に質問したのに対して、『光日房御書』に

夫、針水に^ハし^ズむ。雨は空にとどまらず。蟻子を^ハ殺^スる者は地獄に入、死にかばねを切る者は悪道をまぬが

れず。何況^ニ人身をうけたる者をころせる人をや。

(定一一五八頁)

と示されるように、殺人による墮獄は必定とされたのである。このように聖人は殺人を当然悪とされ、墮獄の業因とされたのであるが、武士にとっては殺生を避けることは決してできないのである。そこで聖人は続けて、同書に次のように説示されているのである。

但大石海^ニうかぶ、船の力なり。大火もきゆる事、

水の用にあらずや。小罪なれども、懺悔せざれば悪道をまぬかれず。大逆なれども、悔すれば罪きへぬ。

(略)されば故弥四郎殿は設^ヒ悪人なりともうめる母、

釈迦仏の御宝前にして昼夜なげきとぶらはば、争か彼人うかばざるべき。いかにいわりや、彼人は法華経を信じたりしかば、をやをみちびく身とぞなられて候らん。(定一一五八〜六一頁)

とあるように、たとえ大悪であっても法華経信仰によって懺悔すれば、殺生の罪は消え、成仏できるとするのである。ここに武士をはじめ、広く殺生を職業とする者に対する安心救済が示されているのである。

次に、肉食についてみてみると、聖人自身「魚鳥をも服せず」(『四恩抄』定二二六頁)と示されるように、

肉食はされなかったようである。また、檀越に対しても、

不慮に臨終などの近づき候はんには、魚鳥などを服せさせ給ても候へ。(定二九二頁)

とあるように、不慮にして臨終が近づいた場合の肉食は許されている。このように聖人自身は肉食をされず、檀越に対しても一定の条件を付けられているのである。

次に偷盜については「仏法の盗人」『小乘大乘分別抄』(定七七一頁)とあって、華嚴宗の澄観、真言宗の善無畏・金剛智が天台の一念三千の法門を盗み、自宗の肝心としたことへの批判が遺文の処々(14)に見られるが、他宗に対して厳しい聖人は、自身の教義においても厳格であり、例えば、仰いで止まない伝教大師に対しても、大師がその教義の内、重要な位置においた真如随縁論に関しては、聖人の遺文中どこにも言及されていないといわれている(15)。このように、純粋法華教学樹立の為に、他の教義との融合を許さなかったのであるが、その批判、戒めの表現として偷盜という言葉を用いられたのである。

一方、日常的次元の偷盜問題に関してはほとんど言及されていないようである。しかし、教義上において偷盜を厳戒された以上、日常倫理の上でもおそらく戒められ

ていたであろう。

次に邪姪については、夫または妻妾以外のものと姪事を行なうことであるが、直接このことに言及された遺文は見当たらない。ただし、夫婦のあり方については『兄弟抄』に次のように示されている。

夫たのしくば妻もさかふべし。夫盗人ならば妻も盗人なるべし。是偏に今生計の事にはあらず。世世生に影と身と、華と果と、根と葉との如くにておはするぞかし。(略)比翼と申鳥は身は一にて頭二あり。二の口より入る物一身を養ふ。ひほくと申魚は一目づつある故に一生が間はなる事なし。夫と妻とは如是。(定九三二―三頁)

とあるように、正しい夫婦の在り方については、夫婦は苦楽を共にするものであって、所謂、一心同体で、決して互いに離れては存在し得ないのである。そして、この結びつきは今生ばかりではなく、三世に通ずるものであると述べられているのである。この説示から考えるならば、当然正しい夫婦の在り方を破壊するような邪姪は認められなかったものと思われる。

また、周知のように聖人自身は『四恩抄』に

日蓮はさせる妻子をも帯せず魚鳥をも服せず。只法

華經を弘めんとする失によりて、妻子を帶せずして
犯僧の名四海に滿マ（定二三六頁）

と述べられているように、妻帯はされず、不邪淫戒は犯
されなかつたのであろう。

次に妄語については、出世間的次元で多く語られてい
る。例えば、『開目抄』に

法華經の第五の卷勸持品の二十行の偈は、日蓮だに
も此國に生ずは、ほとをど世尊は大妄語の人、八十
万億那由佗の菩薩は提婆が虚誑罪にも墮ぬべし。經
に云有諸無智人惡口罵詈等、加刀杖瓦石等云云。今
の世を見るに、日蓮より外の諸僧、たれの人か法華
經につけて諸人に惡口罵詈せられ、刀杖等を加カる者
ある。日蓮なくば此一偈の未來記、妄語となりぬ。
（略）日蓮なくば誰をか法華經の行者として仏語を
たすけん。（定五五九〜六〇頁）

と述べられ、同様の表現が遺文の処々（16）に見られる
が、これらは、法華經が真実の經か否かを身証するとい
う立場から述べられているのである。また、聖人は正直
という徳目を重視されているのである。

仏と申スは正直を本とす。（『法華題目鈔』定四〇一
頁）

人の信不信はしらず。ありのままに申スべしと誓状を
立テしゆへに（『破良觀等御書』定一二八四頁）

出世間的次元において不妄語、正直を強く唱えられた
聖人は、日常倫理においても戒められたであろう。『法
門可被申様之事』には

日本国には日蓮一人計ツこそ世間・出世正直の者にて
は候へ。（略）これほど有事を正直に申スものは先代
にもありがたくこそ。これをもつて推察あるべし。
それより外の小事曲べしや。聖人は言をかざらずと
申ス。（定四五五頁）

と示されるように、聖人自身は世間的にも、出世間的に
も正直の者であると自認されるのである。

しかし、その反面、四条金吾が同僚の反感を受け、そ
の身に危害が及びそうな事態が起きた折に、聖人はその
危機を回避する為に四条金吾に対して具体的注意をされ
る中で、次のような説示がある。

主のめさん時はひるならばいそぎまいらせ給ツべし。
夜ならば三度までは頓病の由申ツせ給ツて、三度にすぎ
ば下人又他人をかたらひて、つじをみせなどして
御出仕あるべし。（『四条金吾釈迦仏供養事』定一

一八八頁）

また、

身に病なくとも、やいとを一二箇所やいて病の由あるべし。(同書、定一一八八頁)

とあるように、主人からの急の出仕命令がある時でも、用心の為に、ならば、三度まで急病であると言って辞退し、また、病気がなくとも体に灸をすえて、病気があるように見せかけよといわれるのである。このように、無駄な争いを避け、正しい信仰を貫徹する為には、時には妄語することも認められていたのである。

次に飲酒についてみると、聖人が飲酒されたことは先にも少しく触れたのであるが、文献にこのことが最初にみられるのは、弘長元年(一二六一年、聖寿四十歳)六月に伊東で書かれた『船守弥三郎殿許御書』(定二二九頁)の冒頭に記された、船守弥三郎からの供養品においてである。しかし、この書の真蹟は存在せず、また、酒の供養が多くみられるようになったのは身延に入られたからのようである(17)。聖人の場合、飲酒される目的の一つには、身延という冬が長く、且つ嚴寒の地において、その寒さを一時でも防ぐことがあったのではなからうか。このことは、『上野殿母尼御前御返事』に

このさきはたたかにさしわかつて、かつかうをはた

とくい切て、一度のみて候へば、火を胸にたくがごとし、ゆに入いにたり。あせにあかあらい、しづくに足をすずぐ。此御志ざしはいかんがせんとうれしくをもひ候ところに、両眼よりひとつのなんだをうかべて候。(定一八九七頁)

と示されているところからも伺えると思う。

さらに考えられることは、真蹟は存在しないが、四条金吾が同僚との軋轢に苦しんでいた時に、与えられたといわれている『四条金吾殿御返事』に

ただ女房と酒うちのみて、南無妙法蓮華経ととなへ給へ。(定一一八一頁)

と示されているように、苦境にあっても、飲酒することにより、人々の心が和み、互いの心が通い合う雰囲気を作り出す効果を認められていたのである。

以上のような効果を飲酒に認められていたことが、飲酒を許された理由の一つとして挙げられると思う。ただし、『四条金吾釈迦仏供養事』に

どうれひならびに他人と我宅ならで夜中の御さかもりあるべからず。(定一一八八頁)

と示されているように、反目する同僚からの危害がいつ身に及ぶかもしれない状況に置かれている四条金吾に対

して、飲酒は氣の緩みが生じる原因となる故に、外での飲酒は戒められている。ここには、飲酒に対する用心が説かれているのである。

以上、五戒に即して聖人の日常倫理の説示を一瞥してみたのであるが、殺生に関しては悪と規定されているものの、殊に武士の殺生に言及され、この罪は避けられないものであるが故に、法華経信仰による懺悔滅罪の必要性を説かれた。偷盜については、純粋法華教学樹立を指された聖人は他法門の混融を許さず、他宗人師を「法門の盗人」等という表現をされている信仰倫理からすれば、世間的偷盜も当然戒められたであろう。邪淫については、法華経信仰に基づく正しい夫婦の在り方を説示され、妄語については、法華経こそ至尊の随自意が示された正直の経である故、それを受持するものは当然日常倫理においても正直であることが要請されるのである。飲酒については、法華経信仰を妨げるものではなく、適度な飲酒によって得られる利益を認められているのである。

小 結

聖人の究極の目標は成仏であるが、それと常に表裏一

体をなしていたのは無間地獄に墮することへの恐怖であった(18)。末法衆生は久遠釈尊への絶対帰命という救済の根本原理を見失っており、このままでは一切衆生が無間地獄に墮することは必定であるとみられたのである。ここに聖人が唯一最大の使命とされたことは、その無間地獄への道を塞ぐことであり、謗法とのたたかいだったのである(19)。それ故に倫理的次元の問題にはあまり言及されなかったであろう。さればと云って、倫理を無視されていたわけではないのである。試みにこの小論では、五戒に即して聖人の倫理観を検討したのである

が、聖人は五戒を否定されながらも日常的倫理規範として、法華経的世界観に立脚した五戒が聖人の説示に見出されたのである。

ここに聖人が倫理を超越されながらも、日常的次元に還相してくる場合、その倫理は法華経的世界観に立脚したものと云って、我々にその遵守が要請されてくるのである。

註

文中引用の日蓮聖人遺文は『昭和定本日蓮聖人遺文』に拠つた。(定一頁)と表記する。

- (1) 『仏教辞典』(宇井伯寿監修) 二二七頁「戒」の項参照。
- (2) 『戒体即身成仏義』には五戒について言及されているがこの書は聖人遊学中の著述である。この小論では開宗後の思想を中心に見ているので、ここでは触れないことにする。
- (3) 『波木井三郎殿御返事』「末代悪人等成仏不成仏罪不_レ依_三輕重_一。但此経可_レ任_三信不信_一。」(定七四九頁)
- (4) 武田賢寿稿『鎌倉仏教の形成と戒律の問題』(日本仏教学会編『鎌倉仏教形成の問題点』所収) 六七～九頁
- (5) 『十二問答』『浄土宗全書』巻九一五七五頁
- (6) 『守護国家論』(定一〇〇頁)
- (7) 浅井円道著『上古日本天台本門思想史』四九～五〇頁
- (8) 『伝教大師全集』第一卷 四一七頁
- (9) 同 第一卷 四一八頁
- (10) 真蹟現存遺文に限り管見の限りでは、この二文、全文の引用はされていないが、文の一部や文意が引用されている。
- 註(8)の文に関しては、定一〇〇・三三二・七三九～四〇
- 註(9)の文に関しては、定六七九・二二九八・一五九一頁
- (11) 定一二二九・一八五七(「聖人」とは清酒のこと)・一八九六・一九〇二・一九〇六頁
- (12) 註(1)に同じ
- (13) 茂田井教亨稿「日蓮聖人における戒の問題」(日本仏教学会編『仏教における戒の問題』所収)を参考にした。
- (14) 定四四九・五四〇・五四一・八三八・一三二六頁
- (15) 浅井円道著『上古日本天台本門思想史』一七九頁
- (16) 定五九八・一〇五五・一一五四頁
- (17) 註(11)参照
- (18) 聖人の遺文には墮地獄の拒否が毎頁といっているほど述べられている。
- (19) 『報恩抄』に「日蓮が慈悲曠大ならば、乃至正像二千年の弘通は末法の一時に劣るか。」(定一二四八～九頁)と示されているように、末法衆生の無間地獄への道を閉じた聖人自身の功績を述べられているのは、まさに自身の使命を果たせたことへの喜びでもあらう。